

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

| 目次                                     | ページ |
|----------------------------------------|-----|
| 告 示                                    |     |
| ○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）           | 71  |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）         | 71  |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）         | 71  |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）            | 72  |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）        | 72  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） | 72  |
| ○森林法による通知に代える公示……………（治山課）              | 72  |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）         | 72  |
| ○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）                | 73  |
| 道教育庁教育局告示                              |     |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                   | 73  |
| 道警察本部告示                                |     |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                   | 74  |

告示

北海道告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成27年2月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

| 地区名  | 事業の種類        | 縦覧場所       |
|------|--------------|------------|
| 熊本   | 農業用排水施設、区画整理 | 北海道空知総合振興局 |
| 継立北部 | 同            | 同          |
| 北竜南2 | 同            | 同          |
| 追分   | 同            | 北海道胆振総合振興局 |
| 兵村北  | 同            | 北海道上川総合振興局 |

|        |                                |            |
|--------|--------------------------------|------------|
| 神 居    | 農業用排水施設                        | 同          |
| 北 成    | 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理              | 同          |
| 和寒北部   | 客土、暗渠排水、区画整理                   | 同          |
| わっさむ   | 農用地改良保全                        | 同          |
| 越路豊原   | 農業用道路                          | 同          |
| 北 17 号 | 同                              | 同          |
| 北 鳴 西  | 同                              | 北海道根室振興局   |
| 開 陽 台  | 区画整理                           | 同          |
| 釧路音別   | 同                              | 北海道釧路総合振興局 |
| 標 茶 西  | 同                              | 同          |
| 様 似    | 農業用排水施設、農用地改良保全施設、区画整理、暗渠排水、客土 | 北海道日高振興局   |

## 北海道告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成27年2月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年2月17日

|         |                                   |            |         |
|---------|-----------------------------------|------------|---------|
|         |                                   | 北海道知事      | 高 橋 はるみ |
| 地 区 名   | 事 業 の 種 類                         | 縦 覧 場 所    |         |
| 札 豊     | 農地集積加速化基盤整備（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理） | 北海道空知総合振興局 |         |
| 豊 共 第 2 | 区画整理、農業用排水施設                      | 北海道胆振総合振興局 |         |
| なかしべつ   | 区画整理、暗渠排水                         | 北海道根室振興局   |         |

## 北海道告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成27年2月17日

|                   |                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------|
|                   | 北海道知事 高 橋 はるみ                                     |
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 標津郡中標津町養老牛372の3・383の3・384の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備                                             |
| (3) 解 除 の 理 由     | 道路用地とするため                                         |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 野付郡別海町別海406の24（次の図に示す部分に限る。）                      |
| (2) 保安林として指定された目的 | 霧害の防備                                             |

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- |   |               |                      |
|---|---------------|----------------------|
| 1 | 解除に係る保安林の所在場所 | 勇払郡厚真町字幌内2の21、389の4  |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 水源 <sup>かん</sup> の涵養 |
| 3 | 解 除 の 理 由     | 道路用地とするため            |

北海道告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- |      |                                                                |                      |
|------|----------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1(1) | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所                                           | 美唄市（次の図に示す部分に限る。）    |
| (2)  | 保安林として指定された目的                                                  | 風害の防備                |
| (3)  | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件                                            |                      |
| ア    | 立 木 の 伐 採 の 方 法                                                |                      |
| (ア)  | 主伐に係る伐採種は、定めない。                                                |                      |
| (イ)  | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 |                      |
| (ウ)  | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。                                             |                      |
| イ    | 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種                                        | 次のとおりとする。            |
| 2(1) | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所                                           | 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2)  | 保安林として指定された目的                                                  | 雪崩の危険の防止             |
| (3)  | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件                                            |                      |
| ア    | 立 木 の 伐 採 の 方 法                                                |                      |
| (ア)  | 主伐に係る立木の伐採を禁止する。                                               |                      |
| (イ)  | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。                                             |                      |

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに美唄市役所及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第112号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- |                                                                     |                                                                |                       |                   |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------|
| 1                                                                   | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所                                             | 紋別市（国有林。次の図に示す部分に限る。） | 紋別市（次の図に示す部分に限る。） |
| 2                                                                   | 保安林として指定された目的                                                  | 土砂の流出の防備              |                   |
| 3                                                                   | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件                                            |                       |                   |
| (1)                                                                 | 立 木 の 伐 採 の 方 法                                                |                       |                   |
| ア                                                                   | 次の森林については、主伐は、択伐による。                                           |                       |                   |
|                                                                     | 紋別市（国有林）、紋別市（次の図に示す部分に限る。）                                     |                       |                   |
| イ                                                                   | その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。                                     |                       |                   |
| ウ                                                                   | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 |                       |                   |
| エ                                                                   | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。                                             |                       |                   |
| (2)                                                                 | 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種                                        | 次のとおりとする。             |                   |
| (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。) |                                                                |                       |                   |

北海道告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を札幌市役所の掲示場に掲示した。

平成27年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- |   |           |                 |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 通 知 の 内 容 | 平成27年北海道告示第47号  |
| 2 | 所在が不分明な者  | 田嶋 弘子、南沢第一紅葉町内会 |

北海道告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 旭川多度志線
- 3 道路の区域

| 区                 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員     | 延長     | 国道等との重複区間 |
|-------------------|---|--------|-----------|--------|-----------|
| 旭川市神楽6条4丁目24番地先から |   | 前      | 29.20mから  | 89.00m | —         |
| 同市神楽6条4丁目20番地先まで  |   | 後      | 39.30mまで  |        |           |
|                   |   |        | 29.20mから  | 89.00m | —         |
|                   |   |        | 103.00mまで |        |           |

北海道告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成27年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 道路
- 2 都市計画を定めた土地の区域

| 種別名  | 称        | 起        | 点     | 終     | 点     | 主な経過地 |
|------|----------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 幹線街路 | 3・4・308号 | 新函館北斗駅前通 | 北斗市市渡 | 北斗市市渡 | 北斗市市渡 | 北斗市市渡 |

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年2月17日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

|   |                   |             |
|---|-------------------|-------------|
| ア | A重油その1（伊達・虻田地域）   | 318,000リットル |
| イ | 灯油その1（伊達・虻田地域）    | 36,000リットル  |
| ウ | A重油その2（室蘭A地域）     | 208,000リットル |
| エ | 灯油その2（室蘭A地域）      | 42,000リットル  |
| オ | A重油その3（室蘭B・登別地域）  | 236,000リットル |
| カ | 灯油その3（室蘭B・登別地域）   | 73,000リットル  |
| キ | A重油その4（苫小牧A・白老地域） | 110,000リットル |
| ク | 灯油その4（苫小牧A・白老地域）  | 41,000リットル  |
| ケ | A重油その5（苫小牧B地域）    | 145,000リットル |
| コ | 灯油その5（苫小牧B地域）     | 44,000リットル  |
| サ | A重油その6（安平・厚真地域）   | 56,000リットル  |
| シ | 灯油その6（安平・厚真地域）    | 11,000リットル  |
| ス | A重油その7（むかわ地域）     | 57,000リットル  |
| セ | 灯油その7（むかわ地域）      | 16,000リットル  |

アからセまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない

い。

ア 申請の時期 平成27年2月17日から同年3月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号  
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室C（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)アからカまで 平成27年3月30日 午前10時30分

イ 1の(1)キからセまで 同日 午後1時30分  
（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号  
(3) 電話番号 0143-24-9889

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- |   |                                 |                |
|---|---------------------------------|----------------|
| a | Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) | 318,000 liters |
| b | Kerosene (JIS No. 1)            | 36,000 liters  |
| c | Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) | 208,000 liters |
| d | Kerosene (JIS No. 1)            | 42,000 liters  |
| e | Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) | 236,000 liters |
| f | Kerosene (JIS No. 1)            | 73,000 liters  |
| g | Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) | 110,000 liters |
| h | Kerosene (JIS No. 1)            | 41,000 liters  |
| i | Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) | 145,000 liters |
| j | Kerosene (JIS No. 1)            | 44,000 liters  |
| k | Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) | 56,000 liters  |
| l | Kerosene (JIS No. 1)            | 11,000 liters  |
| m | Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) | 57,000 liters  |
| n | Kerosene (JIS No. 1)            | 16,000 liters  |

B Bid tendering date and time :

a ~ f 10 : 30 A.M., March 30, 2015

g ~ n 1 : 30 P.M., March 30, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 27, 2015)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan  
Phone : 0143-24-9889

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第63号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年2月17日

北海道警察本部長 室 城 信 之

# 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量

交通違反原票入力OCR装置等 一式（1月当たりの単価）

## (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

## (3) 契約期間 平成27年7月1日から平成32年6月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

## (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

# 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

## (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

## (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

## (3) 暴力団関係事業所等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

## (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な保守体制が整備されていること。

## (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

# 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

## (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年2月17日（火）から同年3月17日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

## (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

# 4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

# 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成27年4月3日 午後1時30分（送付による場合は、同月2日午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

# 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

# 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

（要求仕様書を除く。）  
要求仕様書は契約に関する事務を担当する組織で直接交付する。

# 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

# 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

# 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目  
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2237

11 Summary

- A The nature and quantity of products to be procured : Optical Character Reader (OCR) and other necessary equipment for reading and processing traffic violation entry sheet / 1 unit (monthly leasing fee)
- B Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., April 3, 2015  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 2, 2015)
- C For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Ext. 2237
-